

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第192号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成24年8月10日（金） 17時30分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖西岸沖 滋賀県大津市北小松沖3,000m付近 （概位 北緯35°15.3′ 東経136°00.5′）
事故等調査の経過	平成24年12月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ハレム ^{フン} Ⅰ、5トン未満（長さ6.52m）
船舶番号、船舶所有者等	253-7918滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか同乗者1人が乗船し、琵琶湖西岸沖で遊走中、平成24年8月10日17時30分ごろ燃料不足となり、機関が停止して運航不能となった。 本船は、その後、漂流し、翌日の朝方、湖岸に漂着した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：湖上 平穏
その他の事項	船長は、出航前に友人が燃料油を補給しに行ったので、燃料油タンクを満杯にしてきたものと思った。 友人は、発航地のマリーナに帰る分の燃料油しか補給していなかった。 船長は、出航前に燃料油計の針を確認したところ、空の状態を示していたが、燃料油タンクの残量を確認しないで出航し、約30分後に機関が停止して運航不能となった。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していたが、携帯電話を所持していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、琵琶湖西岸沖で遊走中、燃料不足となったことから、機関が停止して運航不能になったものと考えられる。 船長は、出航前に燃料油計の針を確認したところ空の状態を示して

	<p>いたが、友人が補給したばかりなので、燃料油計が故障しているもの と思い、燃料油タンクの残量を確認せずに出航し、燃料不足となった ものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、琵琶湖西岸沖で遊走中、燃料不足とな ったため、機関が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出航前、燃料油計の針が空の状態を示していた場合は燃料油タン クの残量を確認し、補給すること。・ 出航するに当たっては、連絡手段として携帯電話を所持するこ とが望ましい。